保 健 福 祉 常 任 委 員 会

令和６年３月１２日（火）

保 健 福 祉 常 任 委 員 会

定例会名　　令和６年第１回定例会
招集日時　　令和６年３月１２日（火）　午前９時５４分
招集場所　　第３会議室

出席委員　　７名

委　員　長	遠 藤 憲 子
副 委 員 長	出 澤　 大
委　　員	柳 井 哲 也
〃	須 藤 京 子
〃	藤 田 尚 美
〃	甲 斐 徳之助
〃	加 藤 政 之

欠席委員　　なし

出席説明員

保健福祉部長	渡 辺 恭 子
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
保 育 課 長	糸 賀 崇 子
健康づくり推進課長	野 口 信 子

議会事務局出席者

書　　記	渡 辺 純 子
書　　記	飯 田 晴 男

令和６年第１回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 保健福祉常任委員会

議案第	１１号	牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	１２号	牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	１３号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第	１４号	牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	１５号	牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	１６号	牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	１７号	牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	３４号	財産の無償譲渡について
意見書案第	１号	若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出について

午前９時５４分開会

○遠藤委員長　おはようございます。少し時間が早いのですが、皆さんおそろいですので、進めさせていただきたいと思います。

ただいまから保健福祉常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、保健福祉部長、保健福祉部次長兼高齢福祉課長、保健福祉部次長兼医療年金課長、保育課長、健康づくり推進課長であります。書記として渡辺さん、飯田さんが出席をしております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第　１１号　牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第　１２号　牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第　１３号　牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第　１４号　牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第　１５号　牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第　１６号　牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第　１７号　牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第　３４号　財産の無償譲渡について

意見書案第　１号　若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出について

以上、９件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第１１号、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第１１号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長　医療年金課、石野です。よろしくお願いいたします。

議案第１１号につきまして、御説明いたします。

改正の内容は、医療福祉費いわゆるマル福制度の対象の拡大となります。重度心身障害者マル

福の現在の認定要件は、身体障害者手帳１級、２級や、身体障害者３級で内部障害など、７つの要件のいずれかに該当をすれば重度心身障害者マル福認定となっておりますが、新たな認定要件として３つを追加するものでございます。

追加される要件の１つ目は、身体障害者手帳３級または４級に該当し、療育手帳Ｂ、知能指数が５０以下の判定の手帳を交付された者。２つ目は身体障害者手帳３級または４級の交付を受けた者で、かつ精神障害者保健福祉手帳２級の交付を受けた者。３つ目は療育手帳Ｂ、知能指数が５０以下の判定の手帳を交付された者で、かつ精神障害者保健福祉手帳２級の交付を受けた者。これら３つが追加となります。

また、これら重度障害者マル福の制度拡大は、先般県から発表されましたとおり、茨城県でのマル福制度拡大と同じでありますので、県におきまして議決がされた場合、この牛久市の療養扶助費は全て県補助の対象となる予定であります。

また、今回の条例改正に併せまして、文字の誤字の修正もいたします。施行日は令和６年４月１日となります。

説明は以上です。

○遠藤委員長　これより、議案第１１号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員　御説明いただいて、対象者が拡大するということは、大変いいことだというふうに思っております。それで何点か質問したいと思いますけれども、県のほうのマル福拡大に伴ってというふうに思っているんですが、県が万が一通らないという場合、牛久市はこのまま議会の議決を経れば、それが条例化ですから、支給対象になるということで理解してよろしいのかということと、それから対象者の人数がちょっと伺いたいと思います。

それから、この方々への、通った暁には本人への通知と、それから保険証の交付、マル福の保険証等も交付されると思うのですが、４月１日から施行ということで、その辺の準備は大丈夫なのかということについて伺います。

○遠藤委員長　保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長　まず、県のほうの条例がもし万が一否決された場合なんですけれども、その場合、牛久市で条例が可決されれば全て単費でやることになります。

それから、対象人数なんですけれども、療養手帳Ｂの手帳を持っている者というのは市のほうで把握できるんですが、その方が知能指数が５０あるかないかというところは県の情報になりまして、ちょっと分からないので、療養手帳Ｂを持っている方が全て知能指数５０以下だと仮定した場合の対象者は、現在のところ９名となっております。

それから周知方法なんですけれども、４月に入りましたら、再度この要件に該当した方を抽出いたしまして、その方に個別に勧奨通知のほうを出させていただきます。また、４月以降に転入されるような方もいらっしゃると思いますので、広報うしくの６月１日号に制度の改正の案内を掲載する予定となっております。

以上です。

○遠藤委員長　須藤委員。

○須藤委員　そうしますと、制度としては４月１日からということになると思うので、その間に医療機関に受診された場合はどういうことになるのかということについて伺いたいと思います。

○遠藤委員長　保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長　まず、一番最初に障害者マル福はその該当者の方が団体を通じて要望していることがようやくかなったということなので、大体待ちに待ったということで、どの市町村におられる方も、ようやくなったのかなというふうに周知されるので、あまり知らないという方は想定はしていないんですが、万が一知らなかった方が先に医療にかかってしまった場合、同じ月内であれば何とか調整のほうはできるんですが、４月にかかって、５月からマル福の申請というふうになった場合は、申し訳ございません、遡りの認定はできないので、気をつけていただくしかないということになります。

○遠藤委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長　以上で、議案第１１号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第１２号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第１２号について、提案者の説明を求めます。保育課長。

○糸賀保育課長　保育課の糸賀です。よろしくお願いいたします。

議案第１２号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

国の定める運営基準の改正に伴いまして、条例の改正を行うものであります。改正内容は３点でございます。

１点目は、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットへの掲載を義務づけるように改めるものになります。

２点目は、運営基準の改正に準じて、読替規定を追加するものになります。

３点目は、磁気的記録等における磁気ディスク、ＣＤ－ＲＯＭ、その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものについて、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の磁気的記録媒体に改め、文言の適正化を図ることとするものになります。

施行日は公布の日となります。ただし、第２３条の改正規定は、令和６年４月１日からの施行となります。

以上でございます。

○遠藤委員長　これより、議案第１２号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員　これまで重要事項の公表というのは紙媒体、掲示されるということからインターネットへの掲載が始まるということは、利用者の方にとってみれば利便性が増すということで、こ

れは国の改正のほうの関係上、推進されるべきというふうには考えております。

それで、この公表情報のネットの掲載のほうはいつから行うようなことに、実際施設のほうでは行わなければならないのかということと、重要事項の中には職員体制、人数等も書くことになっておりますけれども、そういう１年間の中では変動があると思うんですが、大体基準日が設けられて、その基準日のみの掲載なのかというふうには推測するところではありますが、その変動があった場合、ほかの情報もそうですけれども、変動があった場合の変更点についての更新をするというようなことは各施設そこまでしなくてもいいのかどうか、ちょっとその点についてお示しをいただければと思います。

○遠藤委員長　保育課長。

○糸賀保育課長　御質問のほうにお答えいたします。

まず、インターネットの掲載の義務づけについては令和６年４月１日からの施行となります。こちらについては現在、子ども・子育て支援法の第５８条の規定に基づきまして、都道府県は利用者の選択に資する特定教育保育施設の提供する教育・保育の内容及び施設の運営状況に関する情報の報告を受け、その報告を公表しなければならないと規定されているんですが、茨城県についてはこちらの公表を行っていまして、国のシステムのほう、子ども・子育て支援情報公表システム、ここｄｅサーチというシステムなんですが、そちらを利用して茨城県のほうは各市町村の情報の公表をもう行っている状況です。こちらを行っている場合は、今回の改正でインターネットへの義務づけとなっているんですけれども、そちらを満たしたものという扱いにされていますので、もう現状で公表を行っているという状況になります。

職員数などについては、基本的には変更等があった場合、更新ということになりますが、その施設の更新の状況になりますので、ちょっといつの時点で更新というのははっきり申し上げられませんので、申し訳ございませんが、以上になります。

○遠藤委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長　以上で、議案第１２号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第１３号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第１３号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長　高齢福祉課宮本です。よろしくお願いいたします。

議案第１３号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

３年に１回の介護保険事業計画の見直し時期でありますことから、牛久市介護保険運営協議会の審議結果を踏まえまして、令和６年度から令和８年度までの介護保険料の基準額を据え置くとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、保険料所得段階区分を９段階から１３段階へ改めるものでございます。

改正のポイントは大きく２つございます。一つは介護保険料というものは所得に応じて御負担をいただきますけれども、国の方針にのっとりまして、その段階区分が現行の９段階から１３段階へ変更になること。もう一つは来年度からの向こう３年間につきまして、その段階ごとにおけ

る保険料の額を定めることになります。

まず前提といたしまして、基準額と呼ばれるものは月額５，０００円、年額６万円で変わりはありません。その上で改めて改正点ですが、１つ目といたしまして、第１から第３までの低所得者層の負担を軽減すること。２つ目といたしまして、第１０から第１３までを新たに設けて、所得に応じた負担をさらにお願いすること。３点目といたしまして、段階の区切りとなる金額につきまして、市独自のものから、国が示す標準へ変更することがその内容となります。特に３つ目についてですが、これまでは市独自の区切りなどを用いて結果的に保険料は国標準より安くなっておりました。しかしながら、今回新たな所得段階を設けまして、いわゆる応能負担の徹底、所得再分配ということがより強化されますので、それに合わせまして国標準の区切り等を用いることにしたものでございます。

以上でございます。

○遠藤委員長　これより、議案第１３号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員　介護保険料基準額を決めるというところでございます。これが介護運営協議会でもこの金額を幾らにするかということは、これまでも御議論いただいたというところだろうと思います。

それから、高齢福祉計画及び介護保険事業計画。これは全体を９期を見直した段階でこの保険料が決まってくるわけですけれども、インターネットでも案のときに金額はお示しはできないわけですけれども、総体のサービス供給量といいますか、そういうものもございますので、インターネットでパブリックコメントを受けたと思いますが、そのときに上がってきた御議論というのは全体に対してはどのような、影響あるようなものだったのかどうだったのかという点について伺いたいというふうに思います。

それから、その計画のほうの提示の仕方なんですが、パブコメをやったときにはもちろん案のほうの、ホームページには案の掲載をいたしました。その後これが削除されておりますよね。この辺の状況、他市を見てみますと、もちろん金額ベースのところはどこの団体を見てもお示しはできないわけですから、そこの部分は私たちに提示されているような、黒丸というか、もちろん提示できないという状況ですが、計画そのものはそのまま発表、ホームページ上に掲載されている市町村が多い中で、牛久市はこのことについてなぜ取り下げたのかという点についても併せて、その公表についてのことで伺います。

それから、これまで所得対象となる方、所得の状況については、牛久市独自を国の標準型に戻したというところですけれども、先ほど独自基準であったときの影響を御説明いただいたわけですけれども、今期の算定のときに、国がこういうふうにやるときに、公費軽減割合が見直されたり、介護給付費財政調整交付金が見直されたりして、牛久市にとっては厳しいというか、そういう部分があったろうかと思うんですが、こういう国基準の見直しが牛久市の保険料算定、それを１３段階と、高額なほうの方への特に影響という形に表れているんだと思いますけれども、その辺についてもう少し詳しくお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、またすみません、介護運協のほうの話に戻ってしまうわけですけれども、５，０００円据置きの一つの要素の中に、第９期における施設整備の話が論点の中にありました。９期の中には新たな老人介護施設等いろんな形での施設がありますが、そのことは新しくは整備しないという方向性を示されていらっしゃいましたが、介護施設のほうからは、内容の転換等も含めていろいろ御希望あったと思いますけれども、その点に関して牛久市の今後の状況はどうなのかということについて伺いたいと思います。

特に心配されるのは、国の今回の改定によりまして、訪問系の事業所の運営というのがますます厳しさを増して、牛久市内でも倒産になる、小さなところは倒産になるのではないかということが心配されております。そうすると、そういうことを見越すと、やはり施設整備というものはある程度は見込まなければいけなかったのではないかなと。これは国のほうの方針が出るのがつい最近ですから、そこを見込むということはできないのかもしれませんけれども、この施設整備に関しての牛久市の考え方を確認をしたいと思います。

以上です。

○遠藤委員長　保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長　大きく４点の御質問だったかと思いますが、順次お答えしてまいります。

まず、パブリックコメント、寄せられた意見について運協でどのような議論があったか、もともとどういう質問があったかというのも含めての御質問だと思うんですけれども、具体的に幾つかを申しますと、実際、ごめんなさい、寄せられた意見は大きく２件、お二方からでした。一番分かりやすいというかシンプルな御質問としては、高齢者、６５歳以上で一くくりで高齢者にするのはどうなんだと。年齢が高くなるにつれて個人差が出てくると思うので、一くくりにするのはいかがなものかという御意見だったりとか、営利団体が介護事業を実施することで、どうしてもやっぱり経済性、ひいては利用者の経済的負担が大きくなっていると思うので、できるだけ公といいますか、行政による支援、事業実施が必要なんじゃないかというような御意見はありましたが、１点目につきましては、６５歳以上を高齢者とするというのは言わばコンセンサスといいますか、国のほうとしてもそういう位置づけをしておりますので、そこについては御理解いただきたいというようなお答えを申し上げております。あるいはまた民間ではなくという部分につきましても、逆に言うと行政が主体というのもなかなかちょっと現状難しいというか、基本的には民間事業者が行っていただいているものなのでというような回答を行ったものが主な対応となります。

２点目、パブリックコメントの期間が終わった後に、いわゆる素案といいますか、計画案をなぜ削除したのかと、他自治体ではそのまま載せているケースが多いのにという御質問だと思うんですけれども、シンプルに、端的にお答えするならば期間が終わったもの、そして今後変更の可能性のあるものをいつまでも載せておくというのは、広い意味で誤解を招くおそれがあると。平たく言えば、まだ意見受付中というふうに幾ら書いても、終わっていますと書いても、受付中というふうに誤認されるおそれも当然ありますし、繰り返しますが内容が変わる可能性があるもの

を掲示し続けるというのはいかがなものかというのは正直ございます。ただ一方で、他市町村ではそういう例が多いよということでございましたので、改めてちょっと、この計画としてはまた３年後ということになろうかと思いますけれども、そのときにはまたちょっと検討の材料といいますか、させていただければというふうに思ってございます。

３点目、保険料の段階の区分、所得ですとか、係数を国標準に戻した理由だとか経緯だとかということだと思うんですけれども、これは運営協議会の中で御議論いただきまして、まず保険料の議論にあっては２段階で御議論をお願いしました。こちらから整理をしてお願いをいたしました。１点目はまず国標準を使うのか、引き続き市独自基準を使うのかということで、それはどちらが好ましいのか、どちらが協議会としてはよりよいと思うのかという議論をまずしていただいた上で、ではどちらと決まった上で、では基準額をどうしましょう、基金の繰入額はどうしましょうというこの各論といいますか、細かい部分に入っていただいたという経緯がございます。その中で先ほどの御説明とちょっと繰り返し、重なってしまいますけれども、今回新たに１０から１３までという比較的大きなというか、高い所得階層区分ができたということで、これまでももちろん階層が増えてきた経緯というのはあるとは思うんですけれども、今回とりわけ、今回については先ほど申しましたように、応能負担という部分とか、所得の再分配という部分がより強化されたように思われました。一方で、これまで市独自基準を使っていた理由が、だんだんそういう意味で乏しくなってきてしまったということもありまして、御議論いただいた中で、では９期は国標準にしましょうというようなことがあったということでございます。

それから最後４点目、施設整備の御質問かと思いますけれども、せんだっても議場でお答え申し上げましたけれども、実際には特養併設のショートステイを１０床減らして、特養本体に１０床プラスするという方向での施設整備は想定、予定することになりました。当初は現在ある施設のベッド数だとか、今後の高齢者、要介護認定者数の推計値、こういったものから考えると、施設整備は不要なのではないかというようなことも事務局から御説明申し上げたんですけれども、一方で事業者さんのほうからは様々に要望が上がっていたということもこれは事実でございまして、その部分も併せて事務局から御説明申し上げました。そこでフリーな状態でまさに御議論いただきまして、先ほど申しました結論として、１０床減、１０床増というようなところに落ち着いたというところでございます。

以上でございます。

○遠藤委員長　須藤委員。

○須藤委員　御説明いただきましてありがとうございます。

ちょっと先ほど言い忘れたんですが、準備基金のほうのことで、今回の改定の際の繰入額、今より安くするというのは第１０期に向けてはこれはあり得ない話だろうというふうには思うので、繰入額がどの程度で、これで９期の段階で、施設整備もない、そして総量としてどのくらいかというふうにやったときに、基準額を変えないでもできるというような運営というのは、牛久市の介護予防なりの段階が功を奏しているのかなと一方ではちょっと思うところではございますけれども、準備基金の繰入額がどうなるのか、そしてまた今回の後、３年後にどのくらいを１０期に

向けて準備できるのかというのも、１０期改定のときに大きな考え方の根本になろうと思うので、その予測というのはどういう程度、予測というか、今までは８期のところで、繰り入れても８期分は積み上がる、最初のところと同等に積み上がるというような、これまでの財政的な状況かと思いますけれども、９期のほうはどういうことになるのかということをお伺いできればと思います。

以上です。

○遠藤委員長　保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長　お答えになりますかどうか、若干不安ではございますけれども、基準額を月額５，０００円に据え置くために、基金から過去最大規模の８億円を繰り入れるという試算になっております。これは基金残高、かねてより御指摘をいただいておりました部分もありまして、残高が比較的多くあるということは事務局としても認識は持っておりました。介護保険制度を安定的に持続させなきゃいけないということと、昨今の物価高騰、厳しい経済情勢という両方の中で、基準額は現状維持が妥当だろうということで消した中で、そのためには過去最大の８億円を繰り入れたと。実際これは５０％以上、５６％近くの繰入れだったと思いますけれども、そういう経緯がございます。御参考までに、基金から全く繰り入れなかった場合の基準額は５，８５１円と試算されておりますので、８００円以上の減額効果という表現が合うのかどうか分かりませんけれども、あったものというふうにまず試算ですけれども言えると思います。９期はこの３年間これでいきますということなんですが、１０期に向けてという部分は、正直ちょっとそこまではあまり細かい試算ですとかシミュレーションは行っておりませんで、担当者ベースで水面下では多少あったかもしれませんけれども、公にここでお話しできるような見込み、試算等は率直に申し上げてございません。

以上です。

○遠藤委員長　ほかにございませんか。出澤副委員長。

○出澤副委員長　お願いします。

９段階から１３段階になるということで、ちょっと僕も見てみたんですけれども、今御説明のあった応能負担、これは税の、これは保険料ですけれども、税金のそれというのは応能負担というのは大切だと思うので、非常にこれは賛同するところなんですけれども、全体を見てみると、増減率で見てみると、増えるほうは多いのかなというふうに感じがするんです。低所得者層の減っている部分というのは少ないのかなと。逆に９段階のところで見ると、応能負担としてその前後は増えているのに、ここ減っているんですよね。ここは３％くらい減っている計算なんですよね。１０万５，０００円から１０万２，０００円に、３，０００円減っている。これ何でかなというのが１点。

それともう一点は、今冒頭でお話ししたように、全体としてこれは増えているのかなと思うんですけれども、それについてちょっと御答弁いただきたいと思います。

○遠藤委員長　保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長　２点の御質問に順次お答えしてまいります。

１点目は第９所得段階の部分についてだと思われます。現在改正前は基準額に対する割合が１．７５、年額が１０万５，０００円ということになっております。改正後の見込みと言うとあれですけれども、改正後につきましては基準額に対する割合は１．７０、年額で１０万２，０００円になるという部分で、なぜここだけ下がるのかという御質問だと思うんですけれども、単刀直入に申しますと、国で示された基準額に対する割合に合わせた結果、こうなったというのが正直なところでございまして、比較的高い所得段階でありながらここだけというのは確かにおっしゃるとおりなんですけれども、その点につきましては改正の影響ということで御説明になるかなと思います。

２点目につきましては、全体としての増減という御質問かと思いますけれども、おっしゃるように全体では増収といいますか、プラスにはなります。まず低所得者層をより軽減する影響なんですけれども、これが令和５年４月１日時点のデータを基に仮の試算にはなりますけれども、低所得者層をより軽減する影響といたしましては、およそ５１６万円の減。新たな階層を設けることで、およそ２，５１４万円の増。さらに所得階層を区切る金額ですとか、係数ですとかを国標準に変更する影響がおよそ３，６５１万円ということで、トータルをいたしますと５，６４９万円くらいの増となる見込み、試算ではございます。その点につきましては議員のおっしゃるとおりでして、全体としてはプラスになる見込みです。

以上です。

○遠藤委員長　出澤副委員長。

○出澤副委員長　国の、その合わせたというところであって、先ほどから御説明にある牛久市独自のというところを、ここは取り入れてもいいんじゃないかなという気はしたんです。その減っている部分。収入が高いところについても減っているところについては牛久市独自でここは増やそうという観点が必要なのかなというのが１点と、あと全体で増えるのであれば、低所得者層をもうちょっと減らしてあげるとかという対処はできないのかなというのが２点目です。基準額は変えないということなので、そこをいじらないでいくんであれば、ごめんなさい、ちょっとあまり僕も理解できていないのかもしれませんけれども、基準額を変えないんであれば、この増減部分をもうちょっと、増えた部分を低所得者層に振ってもいいのかなという気がしたんですけれども、それについてお願いします。

○遠藤委員長　保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長　お答えとしては２点あるのかなと思います。

１点につきましては、やはりいいとこ取りといいますか、部分的にやることによる全体的な整合性が取れなくなることはいかがかなという部分はあったろうかと思います。

２点目といたしましては、いわゆる協議会の中で、この部分だけはこうしたらというような御意見は正直に申し上げてありませんでしたので、それにつきましては議論の結果ということが一つ言えるかなと思います。

以上でございます。

○遠藤委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長　以上で、議案第１３号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第１４号、牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第１４号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長　議案第１４号、牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

主な内容といたしましては、国が定める基準の一部改正に伴いまして、重要事項の掲示及び身体的拘束等の適正化に関する規定を追加するものになります。運営規定の概要ですとか、介護支援専門員の勤務の体制などの重要事項について、ウェブサイトに掲載しなければならないことが一つ。そして、やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことや、行ったときは記録を残さなければならないことが一つ。それがそれらの内容になります。

施行日は令和６年４月１日ですが、一部経過措置がございます。これを含めまして同様の条例改正を４つ上程しております。これらは介護サービス事業所が事業を実施する際の基準、例えば職員の配置だったり、備え付けるべき書類だったり、そういう基準について定めているものになります。国においてそれらの基準を改正することになりましたので、それを受けて市の条例を改正するものになるんですが、条例が４つに分かれておりますのは、その業種ごと、サービスごとになっているためでございます。この後に向けまして、あらかじめ御説明申し上げます。

以上です。

○遠藤委員長　これより、議案第１４号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員　これも国基準の改正ですから、市町村がとやかく言うことはできないということは承知をしております。国のほうでも介護人材の不足等、深刻な状況から、ケアマネジャーさんの持っている仕事の軽減というような意味合いもあって、いろいろなところが改正されたというふうに理解はしておりますけれども、これによって利用者のほうでは、例えばオンラインモニタリングの解禁等がございます。これまでも本来だったら訪問しなければいけないのが、電話である程度安定していると、そういうふうなことで済ませられちゃうというような実態はございました。本来は訪問しなければ、計画段階はしなければいけないんだけれども、大丈夫ですかみたいなところが、もうこのオンライン化ということで改正されてしまうと、より一層そういう状況が拍車がかかるんではないかなというところを危惧するところでございます。そうしたことによって、利用者さんとの関係性で、利用者さんの体調と、いろんな意味での不利益というものが、これは国の改正だからしようがないのは分かっているんですけれども、そういう場合の、起きないようにしていくというような意味での事業所と、それから利用者さんとの関係性を、きちんと信頼関係ができるような、牛久市にそういう指導の権限があるのかどうかちょっと分かりませんけれども、その辺をどう市としては鑑みていくのかなということと、それからあと重要事項の説明。これも先ほどの子ども関係支援のほうと同じようなことで、重要事項の説明がネット公表、これも

また利用者にとっては判断基準となることから、選択、契約に結びつくことになるので重要かなということなんですけれども、一方で小さな事業所というところではなかなか難しい点もあるのかなというところを思うので、これは令和７年からということになっていると思うんですが、この辺のこれを市が支援していけるものなのかどうかというのは、ちょっと分からないんですけれども、その辺についてのやっぱりただでさえ人手がない中で、こういうことをやって、利用者の利便性は向上するからいいんですけれども、一方で事業者にとっては負担になるのかなというふうに思うと、その辺に対しての支援というのはどんなふうに考えておられるのか、以上お聞きいたします。

○遠藤委員長　保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長　２点の御質問、どちらも市としてということだと思いますので、まとめてのお答えで恐縮なんですけれども、御質問の中にもありましたようになかなかちょっと、市独自でという部分は正直に申しましてなかなか難しいという部分がございます。支援につきましても直接的に何か支援してさしあげるということは、あまりないのかなというふうに思います。もちろん御相談とかお問合せがあれば親切に対応していきたいと思いますけれども、直接的な支援、お支えというのは難しいかなと思います。

以上でございます。

○遠藤委員長　須藤委員。

○須藤委員　ケアマネさんのケース会議とか、様々な場面、研修等もあると思うんです。そうしたときに利用者の方々へ寄り添うというような姿勢を、法律改正でケアマネさんの負担軽減ということでこういうことが図られてはいるわけですけれども、一方で事業所はケアマネさんが抱えてもいい件数を増やされているわけですから、経営者の立場からすると、１人の人に負担増も一方で可能になるというような状況に置かれてしまう、今回の法改正というのはそういうことになってくると思うんで、直接的な指導はできないにしても、相談とかそういうことができるような体制を、何らかの形でそうしたケアマネさん等の個別会議とかいろんな研修のときに市のほうからもお伝えをお願い、これは要望としてお願いをしたいということで、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○遠藤委員長　ほかに質疑、御意見のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長　以上で、議案第１４号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第１５号、牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第１５号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長　議案第１５号、牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等

を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

主な内容といたしましては、国が定める基準の一部改正に伴いまして、重要事項の掲示及び身体的拘束等の適正化に関する規定を追加するものになります。具体的な内容は先ほど御説明したものと同じになります。施行日は令和６年４月１日ですが、一部経過措置がございます。

以上でございます。

○遠藤委員長　これより、議案第１５号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長　以上で、議案第１５号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第１６号、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第１６号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長　議案第１６号、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

主な内容といたしましては重要事項の掲示、身体的拘束等の適正化、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び協力医療機関との連携に関する規定を追加するものでございます。

重要事項の掲示と身体的拘束等の適正化の具体的内容は先ほどと同じになります。委員会の設置につきましては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならないこと。協力医療機関との連携につきましては、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認しなければならないことがその内容となります。施行日は令和６年４月１日ですが、一部経過措置が設けられております。

以上でございます。

○遠藤委員長　これより、議案第１６号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員　同じ内容の改正プラス施設サービスという形も含まれることから、そのほか入ってきたということで理解をしております。

それで、身体拘束のほうのことなんですけれども、テレビ等の報道で、これは障害者施設であったりとか、身体拘束が虐待のほうにもつながるというようなことで報道されていたりしますけれども、牛久市の介護施設の中でこのようなこれまでの中では不適切事例はあったのか。こういうことがきちんと明記され、そして拘束する場合、記録がなかったら介護報酬等にも関わってきますから、きちんとした徹底がされるものとここに期待するわけですけれども、こうしたことが発見できるような体制というのがそもそも事業所の中にもきちんと設けられるのか。その点を市としてはどのように、市としても確認できるのかというようなことについて、お伺いしたいと思

います。

○遠藤委員長　保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長　身体的拘束そのものではないんですけれども、施設における虐待が疑われる事案ということで、すみません、この３年の間になりますけれども、実際に職員がとある施設のほうへ、もちろん連絡の上でですけれども、入らせてもらってお話を聞いたり、書類を確認したりということで行ったケースは１件ございました。虐待ではなかったという、虐待とまでは認められなかったというケースではありましたけれども、そういうケースは１件ございました。

また、市がいかに把握するかというところなんですけれども、一番は利用者さんの家族の方からの通報といいますか、連絡というのが多いと思います。２番目には内部通報、公益通報ではないですけれども、うちではこんなことが行われているよというようなことがあるケースもございます。ただ、２番目につきましては、こういった場で御披露するあれかちょっと分かりませんけれども、いわゆる待遇の不満を基に労使の問題をあたかもというケースもなくはないので、なかなかちょっと難しいところではあるんですけれども、いずれにしてもそういうケースで把握するということが多いと思います。

以上です。

○遠藤委員長　須藤委員。

○須藤委員　身体拘束に関しては私も実際に父が、これは入院をしているときでしたけれども、これは点滴を無意識に取ってしまって、ちょっと事態が危ないというか、血が刺してあるところからぶわーっと噴出というのか、そういう状況があったりして、やっぱりそういうのを、治療を専念させるためには拘束やむを得ないということで家族も了承の上でそういう点滴とか、そういう医療行為が行われているときには拘束をお願いしたということもありますので、必ずしも拘束することがやむを得ない場合があるということは重々理解をしております。ただ、やはり先ほどこういうことが虐待につながる可能性も往々にしてあるということから、市のほうもその辺のいろんな、様々な形の情報収集、アンテナを高くして、それでこうしたことが起きないような介護の状況になるように努めていただければということで、これもお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○遠藤委員長　須藤委員、答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり）

以上で、議案第１６号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第１７号、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第１７号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長　それでは、議案第１７号、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明

申し上げます。

主な内容といたしましては、重要事項の掲示、身体的拘束等の適正化、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び協力医療機関との連携に関する規定を追加するものでございます。具体的な内容は先ほど御説明申し上げたものと同じになります。施行日は令和６年４月１日ですが、一部経過措置が設けられてございます。

以上でございます。

○遠藤委員長　これより、議案第１７号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長　以上で、議案第１７号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第３４号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。

議案第３４号について、提案者の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長　議案第３４号、財産の無償譲渡について御説明いたします。

令和５年１２月１９日付、厚生労働省健康生活衛生局感染症対策部予防接種課発出の事務文書、都道府県及び市町村に無償譲渡した超低温冷凍庫及び保冷バッグに関する特例臨時接種終了に向けた取扱いによりますと、新型コロナワクチンの特例臨時接種が令和５年度末で終了することから、新型コロナワクチンの保存用として国から各自治体に無償譲渡された冷凍庫について、自治体の条例等に基づき譲渡、売却、廃棄等を行ってよいとするものであり、市として無償で譲渡することについて地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものです。

譲渡理由といたしまして、保健センターでは今後冷凍庫の使用予定はなく、冷凍庫１台当たりの廃棄に要する費用は約１７万円となります。ワクチン保管用冷凍庫につきましては、令和３年春に支給され約３年が経過しておりますが、問題なく使用可能な状態です。公益性の高い団体等へ無償譲渡することで、廃棄費用に要する財産負担を軽減することができ、地域医療の充実や地域振興の一助となると考えます。

譲渡する財産ですが、資料のほうにもありますけれども、超低温冷凍庫マイナス７５度対応が７台、低温冷凍庫マイナス２０度対応が２台の合計９台となっております。

譲渡先につきましては、牛久市医師会及び牛久市商工会にそれぞれ４台ずつ、筑波大学研究室に１台と、計９台全てに譲渡先候補が決定しております。

譲渡の時期につきましては、議決後から４月末までの間とし、搬送は各団体の責任の下に行う予定ですが、搬送費用につきましては国が１０分の１０負担するとのことですので、助成希望のあった筑波大等につきましては、費用を市が負担する予定でおります。

説明は以上です。

○遠藤委員長　これより、議案第３４号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。出澤副委員長。

○出澤副委員長　これはどのように募集というか、募ったのかを教えてください。

○遠藤委員長　健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長　まず庁舎内で、国のほうからもいろいろ活用の方法についての案とかを示されておりまして、庁内でも環境衛生課のほうに確認をしまして、外来生物とかそういうものの保存とかに使うこともあったり、あとは犬猫の死体の一時保存とかそういうことに使うこともあるかということでちょっと確認をさせていただいたんですが、今そういった犬猫とか鳥獣とか、そういうものに関しては全く、業者に委託しておりますので、市に保管することもないですし、冷凍庫の大きさも見ていただいたんですが、ちょっと使用が難しいということで、場所的にも難しいということで、そういった形で庁舎内のほうには声をまずかけさせていただきました。それで希望のところがなかったものですから、あとは医療機関にということで、医師会のほうに御相談しまして、それからあと利用できるところはどこかなということで、商工会さんのほうの物品の保存ですかね、そういったところに使用可能なのではないかということで、商工会さんのほうに御相談させていただきました。筑波大のほう、研究施設が牛久にあればいいんですが、牛久にないものですから、どうしたものかということでしたけれども、筑波大の准教授さんのほうからメールが来まして、もし余っていれば譲渡していただきたいということが、御連絡がありましたので、取りあえず市内で譲渡先を考えて、そして１台余ったといいますか、譲渡先が見つからなかった分に関しまして、そちらのほうに譲渡するということで、案として決めさせていただきました。

○遠藤委員長　出澤副委員長。

○出澤副委員長　ということは、今の御説明ですと、特に先方からあったというよりはこちらから働きかけたということでよろしいでしょうか。

○遠藤委員長　健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長　はい、そうですね。特に欲しい、頂きたいということで連絡があったのはその筑波大の准教授さん１名ということになっております。公益性とかそういったことを、平等性ということをやはりちょっと考えまして、医師会さんのほうにも商工会さんのほうにも、特定のお店とか特定の医院ということではなく、そちらのほうに譲渡して、そしてその団体の中で決めていただくというような形にさせていただきました。商工会さんのほうも全てのお店のほうに連絡をしていただいて、そうやって希望を募ったということで聞いております。

○遠藤委員長　よろしいですか。（「はい」の声あり）

以上で、議案第３４号に対する質疑及び意見を終結いたします。

続いて討論を行います。失礼いたしました。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長　すみません、発言の訂正をさせていただきます。先ほど議案第１１号の須藤委員からの質問に対する私の回答で、障害マル福、４月に医療機関に受給して、５月に認定をした場合、遡れないというふうにお答えしました。それはそのとおりで事実なんですけれども、今回のこの制度拡大に関しましては、申請までの期間に１か月ないし３か月の猶予期間を設けまして、その期限内に申請があれば４月１日に遡って認定するという処理をさせていただこうと思います。訂正です。

○遠藤委員長　須藤委員、よろしいでしょうか。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長　なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件について、順次採決をいたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第１１号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長　挙手全員であります。よって、議案第１１号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１２号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長　挙手全員であります。よって、議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長　挙手多数であります。よって、議案第１３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長　挙手全員であります。よって、議案第１４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長　挙手全員であります。よって、議案第１５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長　挙手全員であります。よって、議案第１６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長　挙手全員であります。よって、議案第１７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長　挙手全員であります。よって、議案第３４号は、原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構でございます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は１１時１０分といたします。

午前１１時００分休憩

午前１１時１０分開議

○遠藤委員長　それでは、再開いたします。

次に、意見書案第１号、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより意見書案第１号に対する意見を行います。意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長　以上で、意見書案第１号についての意見を終結いたします。

続いて、意見書案第１号についての討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長　なければ、以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第１号につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第１号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長　挙手全員であります。よって、意見書案第１号は、原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

次に、続いてあります。閉会中の継続調査についてを議題といたします。

牛久市の介護保険事業については既に調査を終了し、調査報告書を２月２９日付で議長宛て提出をしたところでございますが、ケアラー・ヤングケアラーの支援について、児童発達支援センターについて、この２項目については本委員会の継続調査事項となっております。

そこで、お諮りをいたします。ケアラー・ヤングケアラーの支援について、児童発達支援センターについての２項目については、引き続き本委員会の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長　御異議なしと認めます。よって、ケアラー・ヤングケアラーの支援について、児童発達支援センターについての２項目を引き続き本委員会の閉会中の継続調査事項とすることに決し、議長宛て閉会中の継続調査の申出をいたします。

次に、本委員会における議案調査に係る審査委員長報告書の作成についてお諮りをいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長　御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして保健福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前１１時１３分閉会